

Ⅲ 敷地利用・空間構成の考え方 (1/2)

1 敷地条件

「県庁舎等再整備基本構想」における新庁舎配置の考え方や、県議会の再整備協議会での議論をふまえ、新庁舎は1号館敷地及び南駐車場敷地に計画する。

位置：兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目

面積：1号館敷地(9,854 m²) 南駐車場敷地(2,774 m²)



(1) 安全性

「兵庫県CGハザードマップ」によると、計画地は洪水・土砂災害・津波の影響のない範囲あり、また、南海トラフ地震による想定震度も5強であることから、自然災害の発生確率が比較的低く、防災上安全性が高い敷地といえる。

(2) 地形

計画地周辺は地形に緩やかな起伏が見られ、北西の山手幹線から南東方向にいくにつれて地盤面が低くなっており、1号館敷地の南北方向の高低差は約5m、南駐車場敷地の南北方向の高低差は約3mとなっている。また1号館敷地より北東方向に地盤面が緩やかに下がっており、1号館から3号館で約9mの高低差がある。このような地盤の高低差を考慮した計画とする必要がある。

2 敷地利用の考え方

基本構想をふまえ、建替えに当たって新たに仮設庁舎を建設しないことを前提に、手順として実施可能な以下の3案を比較検討した。

◇敷地利用各案

	A案	B案	C案
	分棟型－1段階整備	一棟型－1段階整備	分棟型－2段階整備
配置概要	1期：1号館南側に行政棟、南駐車場敷地に議会棟(地下駐車場を含む)を整備 2期：1号館解体後、跡地に行政・来客用地下駐車場を整備	1期：1号館南側に行政部門と議会部門を合築し整備 2期：1号館解体後、跡地に地下駐車場を整備	1期：1号館南側に行政棟を整備 2期：1号館解体後、跡地に議会棟と地下駐車場を整備
模式図			
規模の目安	行政棟：約 60,000 m ² (28 階程度) 駐車場：約 7,000 m ² 議会棟：約 13,000 m ² 駐車場：約 4,000 m ²	行政・議会棟：約 73,000 m ² (28 階程度) 駐車場：約 11,000 m ²	行政棟：約 60,000 m ² (22 階程度) 議会棟：約 13,000 m ² 駐車場：約 11,000 m ²

A案：分棟とすることにより、低層部の高さを抑えることができ、街並みの連続性の確保や圧迫感の軽減が可能となる。議会部門について、シンボル性の確保や外部からの直接アクセスも可能である。加えて、最も供用開始が早く、また、地元企業の参画機会が多くなることで、地域経済の活性化の点でも優れている。

B案：オープンスペースの確保、議会部門と行政部門の動線、将来発展性・対応性については優れているものの、周辺景観への影響、建物ボリューム、議会部門のシンボル性に課題がある。

C案：議会部門におけるシンボル性、行政部門との動線、外部からの動線、将来発展性・対応性について優れているものの、周辺景観への影響、建物ボリューム、供用開始時期、経済性について課題がある。

以上のことを総合的に判断し、「**A案**」を敷地利用の基本とする。

◇敷地利用比較表

		A案	B案	C案	
建築計画上の視点	周辺景観への影響	◎ 低層部の高さを周辺建物(県公館・栄光教会・ミカエル教会等)と合わせることで街並みの連続性を確保	△ 低層部が高く、街並みから突出	△ 低層部が高く、街並みから突出	
	建物ボリューム	◎ 建物ボリュームを分散でき、周辺への圧迫感を軽減できる	△ 建物ボリュームが大きく、周辺への圧迫感がある	△ 建物ボリュームが大きく、周辺への圧迫感がある	
	オープンスペースの確保	南駐車場敷地	行政棟を建設	広場利用可能	広場利用可能
		1号館跡地	広場利用可能	広場利用可能	議会棟を建設
	議会部門	シンボル性	◎ 議会が別棟となり、シンボル性を確保	△ 新庁舎の一部となる	◎ 議会が別棟となり、シンボル性を確保
		行政部門との動線	○ 連絡通路での接続が必要(現況50m→40m)	◎ フロア間の移動のみで、アクセス性は良い	◎ フロア間の移動のみで、アクセス性は良い
外部からの動線		◎ 外部から直接、議会棟へアクセス可能	○ 庁舎建物へ入った後、議会部門へ行く必要あり	◎ 外部から直接、議会棟へアクセス可能	
事業実施上の視点	供用開始時期	◎ 2棟同時に建設を行うため1期工事の工期を短縮可能	○ 比較基準とする	△ 2期工事の整備規模が大きく、全体工期は長くなる	
	行政部門	1期工事後	1期工事後	1期工事後	
		議会部門	1期工事後	1期工事後	
	地下駐車場	2期工事後 (議会棟は1期工事後)	2期工事後	2期工事後	
	経済性	○ 分棟によりコスト微増 両棟をつなぐ専用通路を設ける場合はコスト増	○ 比較基準とする	△ 建設期間の長期化によるコスト増	
	将来発展性・対応性	○ 行政棟北側広場を将来建替え用地として確保可能 地下駐車場の一部は撤去	◎ 南駐車場敷地を将来建替え用地として確保可能	◎ 南駐車場敷地を将来建替え用地として確保可能	
	地域経済の活性化	◎ 地元企業の参画機会が多くなる	○ 比較基準とする	○ B案と同じ	
近年の他県建替事例	議会棟分棟型 H19 栃木県庁 H14 石川県庁 H11 群馬県庁 H11 茨城県庁 岐阜県庁(整備中)	議会棟一棟型 なし	議会棟分棟型(併設) H29 長崎県庁		

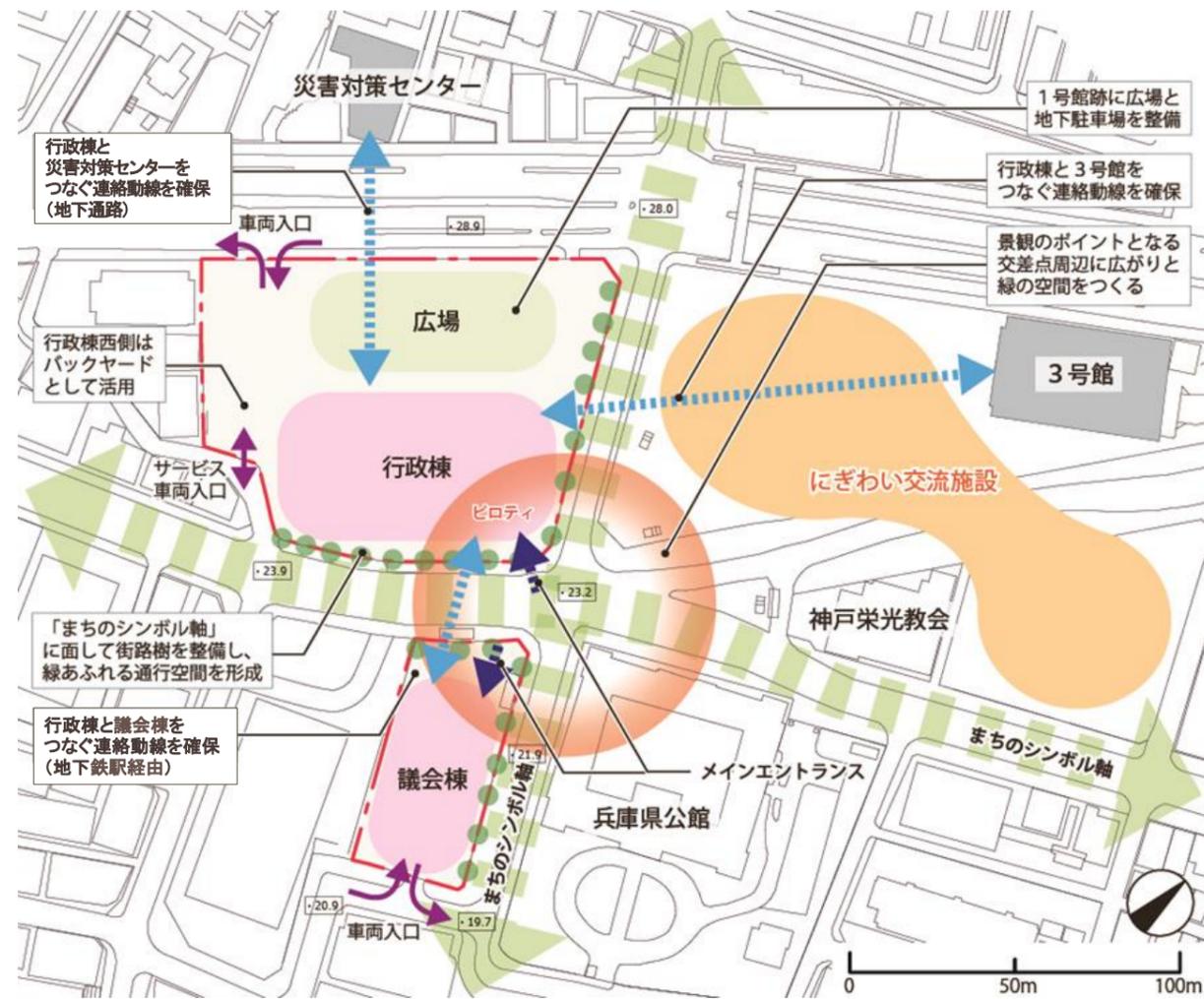
Ⅲ 敷地利用・空間構成の考え方 (2/2)

3 空間構成の考え方

(1) 配置構成

- ① JR元町駅や地下鉄県庁前駅、トアウエストからのアクセスを考慮し、公館北西角の交差点を中心に各棟のメインエントランスを配置
- ② 公館北西角の交差点付近は歴史的建造物や緑が多い魅力ある空間であることから、交差点側に広場やピロティを設け、周辺環境と調和した広がりのある緑の空間を整備
- ③ 「まちのシンボル軸」に面する外壁をセットバックし、その空間に植樹することで、緑あふれる歩行者空間を創出
- ④ 1号館跡については、地上には広場を設け、地下には来客用および公用車用駐車場を整備
- ⑤ 車両出入口は、行政棟については敷地北側の山手幹線から、議会棟については敷地南側の道路からとする
- ⑥ 行政棟南西側にサービス車両出入口を設け、バックヤードとして活用
- ⑦ 行政棟と議会棟、行政棟と災害対策センター、行政棟と3号館の各施設をつなぐ連絡動線を確保

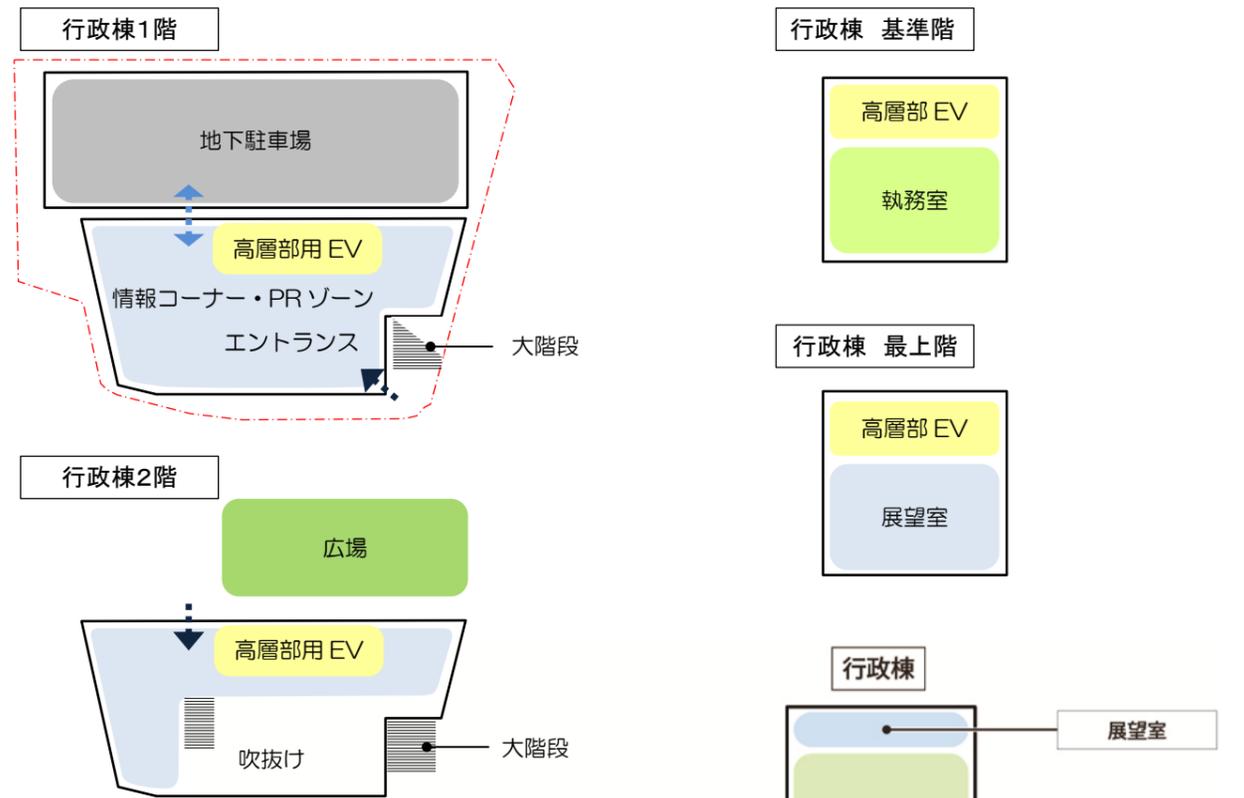
◇配置構成イメージ図



(2) 平面・断面構成

- ① 行政棟は、低層部のエントランスホールに面して情報コーナー、PRゾーン、売店・食堂等、来庁者向けの機能を配置
- ② エントランスホールに吹抜けや大階段を設ける等、敷地北側と南側のレベル差をつなぐ工夫を行う
- ③ 中高層部は、主に執務室とし、会議室はアクセスしやすい階にまとめて設けることで利用効率を高める
- ④ 最上階には、山と海を望む展望室を設け、来庁者が日常的に利用できる計画とする
- ⑤ 議会棟は、低層部にエントランスホール、応接室、図書室等、来庁者も利用できる機能を配置
- ⑥ 各棟とも、地下に機械室、駐車場を設置
- ⑦ 地下鉄「県庁前駅」から各棟へ直結するバリアフリー動線を検討

◇平面構成イメージ図



◇断面構成イメージ図

